

## 建設工事における配置技術者等について

市では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者、工事現場の運営及び取締りを行う者として現場代理人の設置を求めています。建設業法施行令の一部改正に伴い、次のとおり取り扱うことといたします。

### (1) 監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額について

監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事は 4,500 万円から 6,000 万円に、建築一式工事以外の工事は 3,000 万円から 4,000 万円に変更します。

### (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について

工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について、建築一式工事は 5,000 万円から 7,000 万円に、建築一式工事以外の工事は 2,500 万円から 3,500 万円に変更します。

### (3) 現場代理人の兼務要件について

改正前の現場代理人の兼務要件として、「工事の規模が、現場に配置する主任技術者が専任とならない工事（1 件の請負金額が 2,500 万円未満（建築一式は 5,000 万円未満）であること」としていましたが、「1 件の請負金額が 3,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）」に変更します。

#### 【現場代理人の兼務要件】

改正前	改正後
次の要件をすべて満たす場合、現場代理人の兼務を認める。	
(1) 工事の規模が、現場に配置する主任技術者が専任とならない工事（ <u>1 件の請負金額が 2,500 万円未満（建築一式は 5,000 万円未満）</u> ）であること。	(1) 工事の規模が、現場に配置する主任技術者が専任とならない工事（ <u>1 件の請負金額が 3,500 万円未満（建築一式は 7,000 万円未満）</u> ）であること。
(2) 市が発注する 2 件までの工事とし、いずれかの工事現場に常駐できること。	(2) 市が発注する 2 件までの工事とし、いずれかの工事現場に常駐できること。
(3) 工事発注課が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。	(3) 工事発注課が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
※「営業所専任技術者」は所属営業所に常勤していることが原則ですので現場代理人、専任を要する現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。	

### (4) 施行日

平成 28 年 6 月 1 日（6 月 1 日以後の公告又は指名通知の入札案件から適用）